

ボランティア団体等が実施する子どもの居場所運営事業補助金

募集要項

令和 6 年 2 月 26 日
那覇市福祉部保護管理課

那覇市子どもの居場所運営支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 3 条第 1 号に定めるボランティア団体等が実施する子どもの居場所運営事業に関し、ボランティア団体等が実施する子どもの居場所運営事業補助金交付要領（以下「交付要領」という。）に基づき、子どもの居場所を運営するボランティア団体や NPO 等を募集します。

第 1 事業の趣旨、事業概要について

1 事業の目的

当該事業は、**市内の生活困窮世帯の子どもを中心に**、それ以外の子どもへも居場所を提供し地域連携しながら子どもの自立に向けた支援活動に取り組むボランティア団体等の事業運営に対し支援を行うことを目的とする。

2 事業の概要

(1) 名称：ボランティア団体等が実施する子どもの居場所運営事業補助金

(2) 内容：補助の対象とする子どもへの支援活動の例は次のとおり

- ①食事支援
- ②基本的な生活指導
- ③基本的な学習支援
- ④キャリア形成支援
- ⑤その他子どもの居場所に関する活動

(3) 補助金の額（千円未満切捨て）

予算の範囲内で、次の①～③に基づき補助金額を決定する。

①前年度（今年度より事業を開始又は再開した団体においては、開始又は再開後 1 か月以上）の月平均開所日数に基づき、交付要領別表 1 の月額に実施期間を乗じて得た額。

②交付要領別表 2 の月の平均延べ人数（子どもの人数）に基づき加算した額。

③教材を購入し、交付要領第 2 条第 3 号を実施する団体に対しては交付要領別表 3 の額を加算する。

※補助対象経費については交付要領を参照。

(4) その他：事業の実施にあたっては法令を遵守すること。

3 補助の対象期間

交付決定日から令和 7 年 3 月 31 日

第2 補助事業への応募について

1 応募資格

那覇市が那覇市社会福祉協議会に委託し実施する子どもの支援団体等へのサポート事業におけるネットワーク（なは子どもの居場所ネットワーク）に加入し、上記「事業の概要」に掲げた①～⑤の活動を原則として月1日以上実施する、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 営利を目的とするもの。
- (2) 公序良俗に反するもの。
- (3) 宗教活動、政治活動を目的とするもの。

2 スケジュール

公募から補助団体決定までのスケジュール（概要）は次のとおりとする。

内容	期間等
公募期間	令和6年2月26日（月）から令和6年3月13日（水） （土、日を除く午前9時～午後4時）
結果通知	令和6年3月29日（金）までに通知する予定。
補助金交付決定	令和6年4月1日（月）（予定）

3 応募方法

(1) 受付期間

令和6年2月26日（月）から令和6年3月13日（水）
（土、日を除く午前9時～午後4時）

(2) 提出方法

「8 担当部署」まで持参または郵送により提出。ただし、当該事業の補助金を令和5年度に交付されていない団体については、窓口に持参すること。

- ①. 持参の場合、前日までに電話で窓口を予約。
- ②. 郵送の場合、令和6年3月13日（水）までに必着。

(3) 提出書類

提出書類は次の表のとおり。

提出書類は全て片面印刷で、日本工業規格によるA4判の規格で提出すること。
※受付期間や提出方法が守られていない場合や、応募資格がないもの及び提出書類に不備があるものについては、受付できない。

※応募にあたっては、必ず交付要綱および交付要領を一読すること。

提出書類	部数	注 意 事 項
① 那覇市子どもの居場所運営支援事業補助金交付申請書	各 1 部	交付要綱第 1 号様式
② 那覇市子どもの居場所運営支援事業補助金計画書		交付要綱別紙 1 ※月の平均延べ人数に <u>子どもの人数</u> のみカウントすること。 ※安全管理対策の項目については、個人情報の管理や守秘義務に関する取組み、ミスやトラブルの防止策、日常業務及び食の提供に関して安心・安全への対策と緊急事態発生時の対応等を記入すること。
③ 収支予算書		交付要綱別紙 2
④ その他実施事業に関する資料		昨年度の実績(今年度より事業を開始又は再開した団体においては、開始又は再開後1か月以上)がわかる書類(月毎の開所日数・ <u>子どもの利用者延べ人数</u> の記載があるもの)を提出すること。

4 審査

提出された書類の審査を行い、交付団体を決定する。

5 交付決定の公表

交付決定団体については、令和6年3月29日(金)までに、那覇市公式ホームページに掲載する。また、補助金交付決定通知は令和6年4月1日(予定)に行う。なお、審査結果に対する問い合わせには応じない。

6 事業の報告

補助金の交付決定を受けたものは、事業終了後30日以内、または令和7年3月31日までのいずれか早い時期に以下の様式等により実績報告すること。**※期限厳守**

- (1) 事業実績報告書(交付要綱第4号様式)
- (2) 実績書(交付要綱別紙3)
- (3) 収支決算書(交付要綱別紙4)
- (4) その他実施事業の実績に関する資料(**領収書、写真等、活動実績書**)

7 その他留意事項

- (1) 応募に必要な費用は全て参加申込者の負担とする。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更は一切認めない。
- (3) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属する。ただし、本市がこの公募結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 提出された書類は返却しない。

- (5) 公募に係る情報公開請求があった場合は、那覇市情報公開条例（平成 26 年条例第 26 号）に基づき判断する。
- (6) 令和 6 年那覇市議会 2 月定例会において、本事業にかかる予算が成立しなかった場合若しくは諸事情等の変更により、額の変更又は補助事業を中止することもある。このことに伴い、応募者において損害が生じた場合にあっては、本市ではその損害について一切負担しない。

8 担当部署

那覇市 福祉部 保護管理課 自立支援班（担当：富山・上原）

所在地 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

電話（直通）098-861-5193 （内線 2491）

F A X（直通）098-862-4267

Eメール naha_h_hogo001@city.naha.lg.jp